

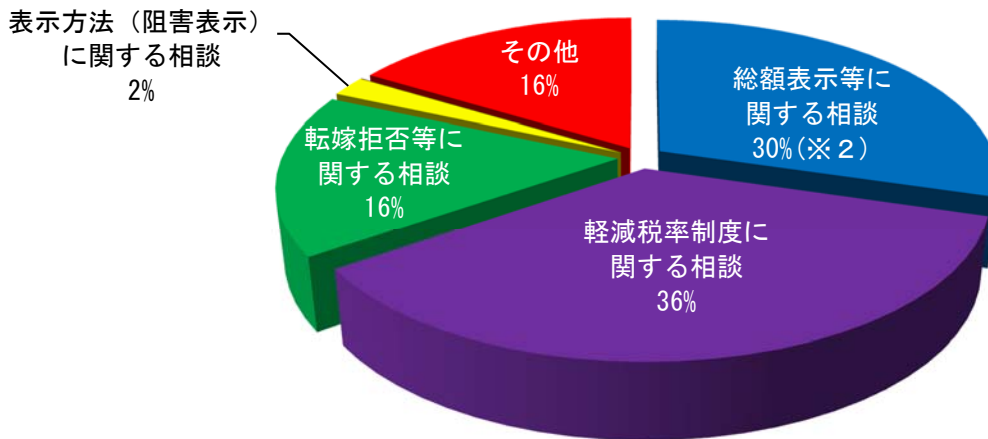
消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 29 年 9 月（9 / 1 ～ 9 / 30）の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

9 月の相談件数：電話 93 件、メール 5 件

【相談内容（全 98 件）の内訳（※ 1）】



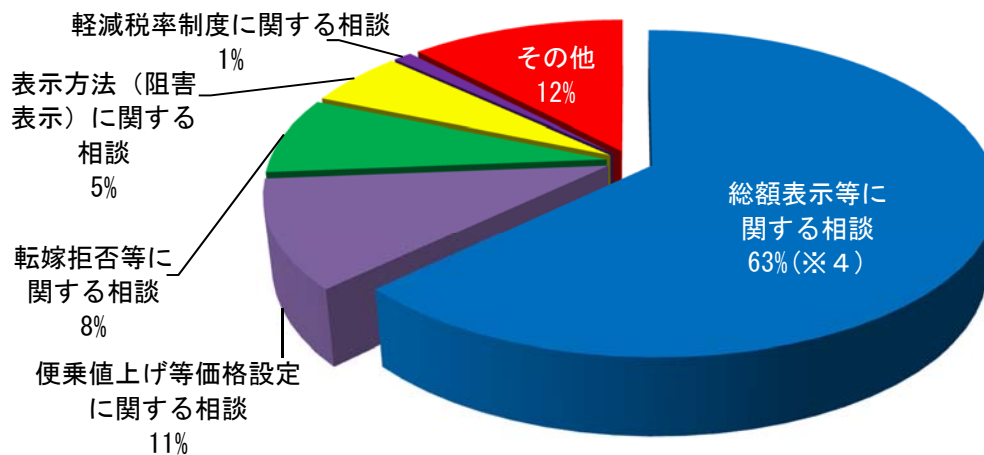
※ 1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 3 件

※ 2 うち総額表示に関する相談が 21%、消費税一般に関する相談が 79%

<参考> 平成 25 年 10 月から平成 29 年 9 月までのトータルの相談件数

電話 17,083 件、メール 1,884 件

【相談内容（全 18,967 件）の内訳（※ 3）】



※ 3 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 860 件

※ 4 うち総額表示に関する相談が 18%、消費税一般に関する相談が 82%

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 事業者です。当社は売り手側の立場にあります。消費税の転嫁に関し、弱い立場の売り手が買い手から報復のような行為を受けた場合はどうなりますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています。

消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者(売り手)が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、特定事業者(買い手)が取引を停止する等の不利益な取扱いをすることは、報復行為として、消費税転嫁対策特別措置法第3条第4号で禁止されています。

○ 表示方法(阻害表示)に関する相談

Q. 事業者です。通常税込み 1,000 円で販売している書籍について、出版元からの直接購入の場合、税込み 920 円で販売しています。この書籍の広告チラシにおいて、出版元から購入すると消費税分がお得になる旨の表示をすることは問題ないでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、「消費税サービス」や「消費税はいただきません。」などの、あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示を消費税の転嫁を阻害する表示として禁止されていますので御注意ください。

なお、問題となる表示内容の具体例につきましては、消費者庁表示対策課にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 軽減税率の対象となる新聞の要件として、定期購読期間が何か月以上でなければならないという要件はありますか。

A. 軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡です。

また、「定期購読契約」とは、その新聞を購読しようとする者に対して、その新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいいます。

具体的には、①相手方が新聞を購読しようとする者か、その相手方に対して②新聞を定期的に供給するか、③その供給が継続されるのか、の3つ要件を満たすものをいいます。

このため、購読期間に要件はありませんが、個別の事例ごとに、定期購読契約に該当するかを判断することとなります。

ただし、1日のみの購読契約は、定期購読契約には該当しません。

Q. 飲食業を営む事業者です。他の業者に配達を委託して行う飲食料品の宅配は軽減税率の対象となりますか。

A. 他の業者に配達を委託する場合であっても、指定された場所での加熱、調理又は給仕等が伴わない、単に飲食料品を届けるだけの宅配であれば、軽減税率の適用対象となります。

他方、配達を委託の対価として支払う宅配代金(委託料)は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象となりません。

なお、軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署までお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q. 事業者です。軽減税率の導入に際し、レジの導入・入替等に対して「軽減税率対策補助金」が出ると聞きました。現在のレジシステムで対応できる場合であっても、レジシステムを買い替えなくてはならないのでしょうか。

A. レジの導入・入替等は事業者の任意でございますが、現在使用しているレジが平成31年10月に始まる軽減税率制度へ対応しているかメーカー等に御確認いただいた上で、複数税率対応レジの導入・入替等の可否を御判断いただければと思います。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610